

関西グローバルヘルスの集い オンラインセミナー第6弾 だれひとり取り残されない外国人医療 第1回:外国人医療は人権です



大阪国際がんセンターがん対策センター
レジデント

加藤 美寿季

大阪大学医学部在学時にタンザニアで国際保健医療と出会う。“野戦病院”での初期研修を経て、博士課程で疫学・公衆衛生を勉強中。

2022年11月22日に関西グローバルヘルスの集いオンラインセミナー第6弾のうちの第1回目、「外国人医療は人権です」が開催されました。今回の話題提供者は、李節子さん(長崎県立大学看護栄養学部看護学科)と、沢田貴志さん(神奈川県勤労者医療生協港町診療所)でした。

まずは李節子さんから、「在日外国人の健康権宣言について」というタイトルで、WHO憲章や子どもの権利条約、琵琶湖湖畔宣言などで健康権の保障が示されていることが紹介されました。在日外国人は年々増え続けており、2020年には人口の2.3%を占めるようになりましたが、外国人の子供の6人に1人が小中学校に不就学の可能性があるようです。教育を受ける権利は国際人権条約が保障を要請しているものであり、これらは在日外国人であっても保障されるべきものです。また、外国人母子の中には、妊娠しても必要な健診などの医療を受けていないケースが少なくないようです。誰ひとり取り残されないためには、これらの方々も含め、すべての人が平等に医療にかかれるようにすべきです。

続いて、沢田貴志さんから、「より良い外国人医療が切り開くのは誰の未来?」というタイトルで、医療従事者の視点から、外国人の患者さんの受療行為のハードルについてご紹介いただきました。外国人の患者さんには、言語の問題や経済

面の問題など、制度上の複数の障壁があります。日本には在留資格のない超過滞在者が7万人以上おり、これらの無保険外国人の医療費請求額は日本人の無保険者よりも高く設定されています。このような不十分な医療保障であると、彼らが結核やHIVなどの感染症に罹患していても医療機関へなかなか受診できず、そのせいで感染症が地域に広がるということにも繋がりがかねません。やはり地域全体の健康を守るという観点でも、外国人だからという理由で健康権が侵害されるべきではないのです。

私自身が医師として外来業務をする時には、翻訳アプリが使用できたり、英語の診断書がスムーズに発行できたりしたため、外国人医療の環境は年々よいものになってきているのだと思っていました。しかし、今回のセミナーで、病院を受診できない外国人がたくさんいるという現実を知りました。健康は、すべての人に保障されるべき人権です。普段病院で対面できる患者さんの他にも、受診ができずに私たち医療者から“隠れて”しまっている患者さんを想い、彼らを取り残さないような制度づくりが必要だと感じました。

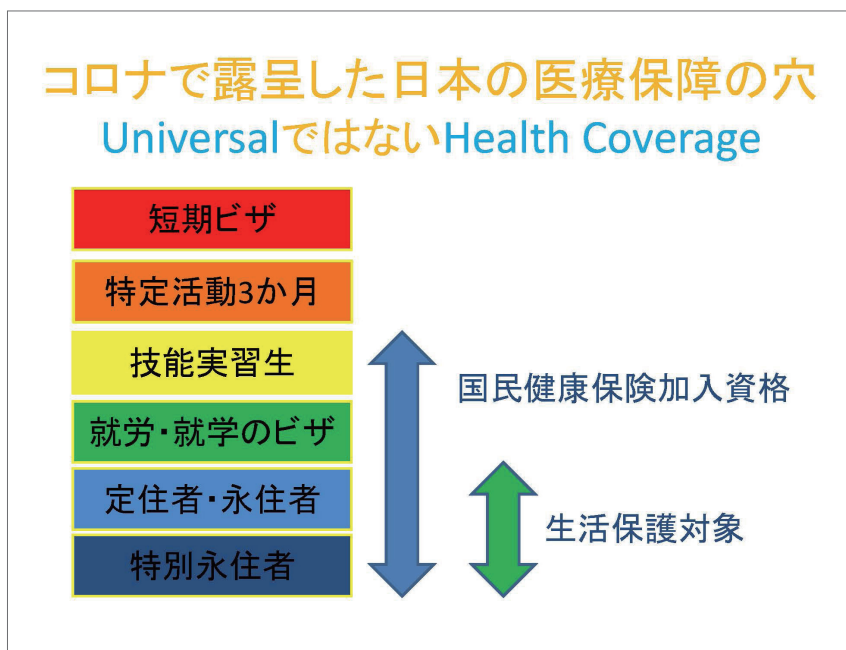


図 沢田さんの発表スライドから